

<報道発表資料>

令和3年2月18日

教職員の懲戒処分について

【処分1】

- | | |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1 処 分 内 容 | 懲戒処分（減給6月・給料の月額 $\frac{1}{10}$ 分の1） |
| 2 処 分 年 月 日 | 令和3年2月18日 |
| 3 職 名 ・ 年 齢 ・ 性 別 | 指導主事・44歳・男性 |
| 4 所 属 名 | 教育局県立学校部保健体育課 |
| 5 発 生 年 月 日 | 平成29年7月頃から令和2年12月16日までの間 |
| 6 事 件 ・ 事 故 の 概 要 | |

当該職員は、平成29年4月に電車及びバスによる通勤方法の届出を行っていたにもかかわらず、平成29年7月頃から令和2年12月16日（水曜日）までの間、変更の届出を行わずに自家用自動車を運転して通勤し、通勤手当522,016円を不正に受給した。

【処分2】

- | | |
|-------------------|-------------------------------------|
| 1 処 分 内 容 | 懲戒処分（減給1月・報酬の月額 $\frac{1}{10}$ 分の1） |
| 2 処 分 年 月 日 | 令和3年2月18日 |
| 3 職 名 ・ 年 齢 ・ 性 別 | 会計年度任用職員・67歳・男性 |
| 4 所 属 名 | 教育局教育総務部教職員課 |
| 5 発 生 年 月 日 | 令和2年4月1日から令和2年11月6日までの間 |
| 6 事 件 ・ 事 故 の 概 要 | |

当該会計年度任用職員は、令和2年4月に電車及びバスによる通勤方法の届出を行っていたにもかかわらず、令和2年4月1日（水曜日）から令和2年11月6日（金曜日）までの間、自家用自動車を運転して通勤し、通勤に係る費用弁償35,225円を不正に受給した。

7 管理監督者の措置

管理監督者である課長及び副課長に対し、同日付で口頭注意を行った。

【処分3】

- | | | |
|---|-----------------|-------------------------|
| 1 | 処 分 内 容 | 懲戒処分（減給1月・給料の月額額の10分の1） |
| 2 | 処 分 年 月 日 | 令和3年2月18日 |
| 3 | 職 名 ・ 年 齢 ・ 性 別 | 教諭・42歳・男性 |
| 4 | 所 属 名 | 西部地区・県立高等学校 |
| 5 | 発 生 年 月 日 | 平成31年3月11日 |
| 6 | 事 件 ・ 事 故 の 概 要 | |

当該職員は、平成31年3月11日（月曜日）午前11時頃、学校内において、元生徒である成人男性をモデルに写真撮影を行った際に、同男性に対し、ヌードになることを求め、明確な同意を得ないまま、全裸の同男性をデジタルカメラで撮影した。

7 管理監督者に対する措置

管理監督者である校長に対し、同日付で文書注意を行った。

●問合せ先

【処分1, 2について】

教育局 総務課 人事担当

小坂・鈴木

直通 048-830-6622 内線 6621

E-mail: a6610@pref.saitama.lg.jp

【処分3について】

教育局 県立学校人事課 管理指導担当

甲山

直通 048-830-6726 内線 6726

E-mail: a6720@pref.saitama.lg.jp